

① 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の新設

第1 基本的な考え方

医療の質と医療安全を担保する観点から、新生児特定集中治療室について十分な体制と実績を有する保険医療機関における、高度な医療を要する重症新生児に対する手厚い看護体制について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

新生児に対する集中治療を行うにつき十分な体制と実績を有する新生児特定集中治療室において、高度な医療が必要となる重症新生児に対して、手厚い看護配置での看護を行う場合の入院管理料を新設する。

(新) 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料（1日につき）
14,539点

[対象患者]

集中治療が必要な重症新生児

(※) 具体的には区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料の算定対象となる患者であって、以下のいずれかに該当する患者

- ・ 体外式膜型人工肺を実施している
- ・ 腎代替療法（血液透析、腹膜透析等）を実施している
- ・ 交換輸血を実施している
- ・ 低体温療法を実施している
- ・ 出生時体重が750g未満であって人工呼吸管理を実施している
- ・ 人工呼吸管理下に一酸化窒素吸入療法を実施している
- ・ 人工呼吸管理下に胸腔・腹腔ドレーン管理を実施している
- ・ 開胸手術、開頭手術、開腹手術等の術後に人工呼吸管理を実施している
- ・ 新興感染症や先天性感染症等のために陰圧個室管理など嚴重な感染対策を行いながら人工呼吸管理を実施している（合併症として発生した感染症は不可）

[算定要件]

- (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対して、必要があって新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して、当該管理料の届出を行っている病床を有する治療室に入室した日から起算して7日を限度として、所定点数を算定する。
- (2) 当該治療室に入室した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A302の1に掲げる新生児特定集中治療室管理料1の例により算定する。
- (3) 当該治療室に入室した患者が算定要件を満たす状態になった時点（入室時含む）から24時間以内は、A302の1に掲げる新生児特定集中治療室管理料1の施設基準により看護を実施することができるが、この場合は、新生児特定集中治療室管理料1の例により算定する。

[施設基準]

- (1) 区分番号A302の1の新生児特定集中治療室管理料1又はA303の2の新生児集中治療室管理料の届出を行っている治療室の病床を単位として行うものであること。
- (2) 当該病床を有する治療室内に重症新生児に対する集中治療を行うにつき十分な医師が常時配置されていること。
- (3) 当該治療室内の当該管理料の届出を行っている病床における助産師又は看護師の数は、常時、当該病床に係る入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (4) 重症新生児に対する集中治療を行うにつき十分な体制及び専用施設を有していること。
- (5) 重症新生児に対する集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。